

平成 29 年 11 月 9 日

第 11 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 11 号

平成 29 年 第 11 回 定例会

日時：平成 29 年 11 月 9 日（木）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」

教 育 長	南 新 平
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長	久 住 智 治
教育推進部参事	山 崎 克 己
教育総務課長事務取扱	
学 務 課 長	熱 田 直 道
教育推進部副参事	川 西 宏 幸
教 育 指 導 課 長	植 村 洋 司
児童青少年課長	矢 島 孝 幸
教育センター所長	安 藤 彰 啓
真砂中央図書館長	齋 藤 勝 美

「書記」

庶 務 係 長	木 内 実三男
庶 務 係 主 査	中 根 崇

平成 2 9 年

第 1 1 回教育委員会定例会

平成 2 9 年 1 1 月 9 日（木）午後 2 時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

第 1 議案の審議

第 4 2 号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

第 2 報告事項

- (1) 平成 2 8 年度文京区一般会計歳入歳出決算（教育局）について (資料第 1 号)
- (2) 平成 3 0 年度重点施策について (資料第 2 号)
- (3) 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本設計に係る配置・平面計画について (資料第 3 号)
- (4) 区立幼稚園における預かり保育料の負担軽減措置の実施について (資料第 4 号)
- (5) 平成 2 8 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について (資料第 5 号)
- (6) 文京区青少年プラザの施設使用方法及び使用料の検討結果について (資料第 6 号)

第 3 その他の事項

「開 会」

○南教育長 それでは、第 11 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:01)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。委員は、田嶋委員が欠席です。理事者は、全員出席です。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

第 1 議案の審議

第 4 2 号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

○南教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第 1 「議案の審議」です。本日は 1 件です。第 42 号議案「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」です。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 42 号議案、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、私のほうから概略をご説明し、後ほど教育総務課長から点検及び評価の詳細についてご説明申し上げたいと存じます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を取りまとめるものでございます。

恐れ入りますが、1 ページをお開きください。こちらに点検及び評価の実施要領を記載してございます。平成 29 年度の点検及び評価ということで、対象となりますのは平成 28 年度中の施策となっております。昨年度に引き続き、文京区教育振興基本計画に位置づけられた 3 つの視点及び 4 つの重点課題に加え、図書館行政の計 8 項目が点検・評価の対象となっております。

5 ページから 18 ページまでは、3 つの視点の各項目から主要施策を抽出し、それに対応する事業の取組状況、成果・実績など、課題、今後の対応・方向性、学識経験者の意見を踏まえた総合評価

をまとめて、表形式で記載しております。

19 ページには、4 つの重点課題についての総合評価を掲載しております。

20 ページから 27 ページまでは、学識経験者からいただいたご意見を掲載しております。ご意見を頂戴した学識経験者は、東京家政大学家政学部児童教育学科教授の家田晴行氏、学習院女子大学国際文化交流学部国際コミュニケーション学科教授の大桃敏行氏のお二方でございます。

28 ページ以降は、参考資料といたしまして、教育目標と平成 28 年度の主要施策を添付しております。

なお、この点検及び評価の報告書は、教育委員会決定後、区議会へ提出し、公表する予定でございます。

それでは、各項目の点検及び評価のまとめについて教育総務課長からご説明いたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育総務課長 それでは、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について、ご説明いたします。

本報告書は、教育振興基本計画に基づき実施された主要施策及び図書館及び文化財行政について、学識経験者の知見を活用しながら、教育委員会で点検・評価を行ったものでございます。

まず、3 ページから 4 ページをご覧ください。教育振興基本計画の 3 つの視点と、その視点の下にぶら下がります小項目を記載しております。この小項目 1 つにつき 1 つの施策を選定し、点検・評価の対象としているものでございます。

また、4 ページの中段から重点課題を記載しておりますが、これは計画の期間内に教育委員会が重点的に取り組む課題として各視点に含まれる施策を横断的に整理したものです。こちらにつきましても、学識経験者からの意見をいただき、それを踏まえて総合評価を行っております。

なお、教育振興計画の計画外の文化財行政と図書館につきましても、項目を設定し、点検・評価を実施しております。

次に、5 ページから 18 ページにわたって個別の評価表を記載しております。本年は 14 施策について評価いたしました。

5 ページをお開きください。まず、評価表のつくりについてご説明いたします。一番初めの表の上段におきまして、教育振興基本計画の視点と該当する方向性、担当所管を示しております。評価の対象とした 28 年度の主要施策と該当する重点課題、主要施策を推進するための具体的な取組状況及び成果・実績という順に記載しているところでございます。

評価表の中段以降は、各担当所管による1次評価の部分となるところで、課題と今後の方向性、該当事業の28年度予算額を記載しております。

最後の学識経験者の意見を踏まえた総合評価は、各担当所管において学識経験者のご意見を踏まえた上で、総括的な自己評価を行うといったものになっております。

例といたしまして、5ページのシートについてご説明いたします。「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の(1)「確かな学力の定着」に位置づけられた主要施策でございます。こちらは、児童・生徒が課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を身につけ、情報社会に主体的に参画できるよう、ICT教育を推進するという施策ですが、重点課題には位置づけられてはいないものでございます。

最後の総合評価といたしましては、ICT機器の導入は計画的に進めてきている。その中で効率的な活用方法や利用率の向上を図るための研究や研修を実施するといったところがまとめとなっております。

6ページ以下、同じようなつくりで記載されておりますので、ご覧いただければと存じます。

少し飛びまして、19ページをご覧ください。こちらは「重点課題の進捗状況に対する総合評価」でございます。

まず、重点課題の①「豊富な文化・教育資源を活かした教育活動の展開」につきましては、今後も、ふるさと学習副読本を活用しながら、日本の伝統・文化への理解を深め、よさを発信する力を育成していく。また、教育資源に恵まれた環境を生かし、区内の諸機関と連携しながら、地域を愛し、ともに生きる社会づくりに寄与する資質・能力の育成を図っていくとしているところでございます。

重点課題の②は、「グローバル化社会を見据えた教育」でございます。今後も多様な学びの場を用意し、柔軟な仕組みを整備するなどしながら、グローバル化社会の進展を見据え、さまざまな立場の人々を尊重し、ともに生きる心を育成する教育活動を推進していくとしております。

重点課題の③は、「すべての子どもたちへの適切な教育機会の保障」です。今後も、各学校段階での円滑な接続のために、保・幼・小・中の連携教育を一層推進していくとともに、不登校児童・生徒に対する支援の充実を図り、全ての子どもたちへの適切な教育機会の保障に努めていくとしております。

最後に、重点課題の④は、「教員のサポート体制の充実」です。次期学習指導要領の完全実施を見据えた研修のさらなる充実など、教員をサポートする取組を推進していく。あわせて学校支援地域

本部による授業支援、部活動支援等を引き続き実施するとともに、拡充を図っていくとしております。

なお、20 ページから 27 ページにつきましては、実際にいただきました学識経験者のご意見を掲載しております。

28 ページから 31 ページまでは、教育委員会の教育目標及び 28 年度の主要施策を掲載しております。

説明は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 全てをきちっと拝見した上で申し上げているのではないのですが、皆様のほうでこれをご覧になって、次年度のこの委員会の計画、方針等に生かす部分は、どういうところになりそうなんですか。次年度はここを重点的に取り入れていこうという評価はあるのでしょうか。

○教育総務課長 各項目において、下の段に総合評価で記載してありまして、そちらに今後の見通しを掲げております。今回の点検・評価につきましては、教育振興基本計画に基づいて点検・評価していますので、この意見をもとに、全く新しい事業を展開していくのはなかなか難しいんですが、個々の事業について、いただいた意見を踏まえ、少しずついい方向に持っていきたいと考えているところでございます。

○清水委員 総合評価ということで書かれていますが、これが評価なのか、今後の課題あるいは今後の方針なのかがちょっとはっきりしないところがあるんだと思います。それをまとめてこうなっているんだろうと思います。実際、具体的な評価、5点満点とか、そういうのもつけられるところもあるのかもしれないですが、そういった評価はいかがなのでしょう。

○教育総務課長 今回の私どもの点検・評価では、そういった点数制とか、達成度 A、B、C といった形の評価ではなく、文章での表現にしております。区全体としての基本構想実施計画といった大きな計画がございまして、そちらにも教育分野のさまざまな施策を載せているところです。そちらでは、数値目標等を掲げて、その指標に対する達成度によって、A、B、C といった尺度を用いた評価もなされているところでございます。

この点検・評価自体は文章ですけれども、この他に実施している評価における数値目標の達成度などを総合的に見ながら、教育委員会としてはいろいろな施策に取り組んでいければと思っております。

○清水委員 この数値目標であるとか数値的な評価というのは、この教育委員会にはフィードバック

クされているのでしょうか。

○教育総務課長 そちらにつきましては、今までおそらくお示ししてないと思いますので、次回と
いいますか、参考資料としてどのようなものがあるかというのはお示ししたいと思います。

○清水委員 お願いします。

○小川委員 点検・評価シートの中に、成果・実績で実績値というのが全ての項目にあるかと思
いますが、例えば、年度の最初にこういった計画値は立てられているのでしょうか。

○教育総務課長 こちらで具体的に立てているものと、立てていないものがあるかと思
います。先ほど申し上げました基本構想実施計画のほうでは、それぞれ成果の指標を3年間の計画をつくる
ときに、各年度の目標を立てておきまして、それに対してどのような進捗状況かということ
を判断できるようにしております。

○坪井委員 一昨日ですが、小学校のPTAの会長さんたちとの会合に出席させていただいたとき
に、学校支援地域本部とPTAとの関係について、PTAと学校支援地域本部とがもっと一緒にな
って学校支援ができるようにしたほうがいいんじゃないかとか、英語の学習のところで、小学校で
も小学生用の英検などに取り組んだらいいのではないかと、学びの教室を設置したけれども、今
までの通級教室がなくなったことによる不都合を感じておられる方がいるというご意見が出てお
りました。

こういった施策について、有識者からのこういう評価はあるけれども、保護者の方々からの
そういう評価もあるはずで、そうしたことを組み合わせて総合的な評価が出てくるといいな
と思ったんです。有識者の評価、保護者の評価がバラバラに出てくるだけじゃなくて、この
評価に対して、こういうご意見がありました、だから、1年こういうふうにしていきましょ
うというふうにとまると有益かなと思いました。

○教育総務課長 先日のPTAとの意見交換会につきましても、きちんと録音しております
ので、会議録をまとめましたら、いただいた意見については、全部、所管する部署にも流
して、次年度の計画とか事業運営には参考にさせていただく予定でございます。ただ、
それを1つの形で評価を見比べられれば理想的だとは思いますが、タイミング的なもの
もありますし、どういう整理の仕方があるかというの、なかなか難しいのかなとい
うところで、研究はさせていただきたいと思っております。ただ、先ほど申し上げ
ましたが、それぞれの意見については、きちんと教育委員会として受けとめて、
施策の見直し等につなげていっているところでございます。

○清水委員 主要施策推進のための予算額がこういうふうにかくさん書いてありますが、
実際にも

う決算していると思いますし、この予算の妥当性とか、今後どういう予算の見直しをしたらいいかというところまで、このシートではわかりづらいところがあって、これについては、今後何らかの説明があるのでしょうか。

○教育総務課長 この後の報告事項では、28年度決算もありますし、細かい事業の1つ1つの決算までのご説明できないところです。このシート上で予算額を記載しておりますが、決算額で記載する方法もあろうかと思いますが、決算の場合には、契約差金で、たまたま経費が安く上がってしまったとか、よりよい使い方があって予算の執行率が半分ぐらいしかなかったとか、そういった細かいところまで説明できるかどうかわからないといったことがあります。教育委員会として、この事業にどれだけ力を入れているか、わかりやすく示すために予算額で示すのが一般的なところではあります。他方、委員ご指摘のように、28年度の事業であることから、既に執行額がわかっておりますので、その点は、次年度以降のシートには予算額と決算額の欄を加えるようにする等、反映は検討させていただきたいと思います。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、お諮り申し上げます。ただいまの件について、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2 報告事項

(1) 平成28年度文京区一般会計歳入歳出決算(教育局)について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項(1)「平成28年度文京区一般会計歳入歳出決算(教育局)について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号に基づきまして、平成28年度文京区一般会計歳入歳出決算について、ご報告申し上げます。

こちらは、9月の定例議会でご承認いただきました平成28年度の文京区一般会計歳入歳出決算のうち教育局の部分について、その概要を説明するものでございます。

なお、児童青少年課及び教育センターの事業の一部には民生費で執行する事業がございますので、2つに分けて資料を作成しているところでございます。

ページ番号を下に振ってありますので、ページに従ってご説明させていただきます。

まず、1ページでございます。こちらは、教育費の歳入の決算でございます。歳入決算総額は、収入済額の欄の一番下、21億1459万646円でございます。予算現額21億7392万9636円に対する収入率は97.3%となっております。

その主な内容でございますが、12款の使用料及び手数料が1億2952万4440円。右側に主な事項を記載しておりますが、幼稚園の保育料や校・園舎の使用料でございます。

また、16款の繰入金、こちらが収入の一番大きな部分でございますが、17億4109万4000円です。主な事項といたしまして、学校施設整備建設整備基金等の繰入金でございます。

2ページをご覧ください。民生費の歳入決算でございます。歳入総額は4億4403万2015円で、収入率は102%となっております。

歳入の主な事項は、11款分担金及び負担金の育成室保護者負担金。14款都支出金の障害者施策推進区市町村包括事業費補助金及び18款、諸収入の社会保険料納付金、児童発達支援事業利用料等でございます。

3ページをご覧ください。教育費の歳出決算でございます。総額は121億2347万3397円です。予算現額126億693万9000円に対しての執行率は96.2%でございます。

主な不用額については、表の一番下の枠の中に掲載しているところでございます。

歳出の主なものでございますが、1項の教育総務費が27億4448万1995円。主な事項といたしましては、職員の給与費が7億107万7570円、学校施設建設基金積立が18億1690万円、教育センターの管理費が1億6805万2520円でございます。

2項の学校教育費は76億3952万1137円です。主な事項といたしまして、学校や幼稚園の管理運営費が37億346万1212円、教育指導費が2億8780万5946円のほか、学校給食調理業務の委託、学校施設の快適性向上事業等がございます。

3項、校外施設費といたしましては、八ヶ岳高原学園等の運営維持費などで、1億4815万7750円を執行しております。

5項、図書館費は、15億3635万3173円となっております。

4ページは、民生費の歳出決算でございます。2項の心身障害者福祉費として、児童発達支援事業、相談事業等に2億2788万6149円。

3項の児童福祉費として、児童館や学童の事業等に8億9886万2579円を支出しており、執行率は95.7%となっております。

5 ページをご覧ください。本区の一般会計と教育局の会計を比較した表でございます。28 年度の列をご覧ください。教育費の歳出決算額は 121 億 2347 万 3397 円、本区の一般会計の決算額は 837 億 2346 万 9993 円になります。一般会計に占める教育局の割合は 14.5%になります。前年度は 16% でしたので、1.5 ポイント減少しておりますけれども、その主な理由といたしまして、学校施設の建設整備基金への積立金が 44 億円から 18 億円で減少したことによるものでございます。

最後の 6 ページから 7 ページは、28 年度に教育局が実施した主要施策の成果でございます。各施策の内容と所要経費は記載のとおりでございます。

資料第 1 号の報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 あやふやな記憶で申しわけないんですが、奨学資金の一部をふるさと納税でしたか、寄附金で賄うという形の運用を今年度されるという話がありましたが、この寄附金と関係あるのかどうかをちょっと教えていただければ。

○教育総務課長 ふるさと納税制度の活用は、区長部局が実施する宅食プロジェクトにおいて、貧困者対策として食材をお配りするという事業です。今年度開始した事業ですので、いずれにしても今年の決算には載っていないものでございます。

○坪井委員 寄附というのは教育局への寄附という扱いではなくて、区長部局の収入になってくるんですか。

○教育総務課長 宅食プロジェクト事業は子ども家庭部の事業でございますので、区長部局への寄附といった形になります。ただ、今年の総合教育会議のテーマでも子どもの貧困ということで取り上げたように、子どもの貧困対策は区長部局と教育委員会が連携して、区全体で総合的に取り組んでいる事業になります。

○清水委員 質問ではなく、意見になります。文京区の予算の中の教育費が占める割合が今年度は 14.5%ということですが、これは恐らくほかの区と比べても高いほうだとは思いますが、ただ、その中の多くを学校施設の工事費等ハードの面でこの数値になっているということなので、もう少しソフトの面の増減や他区との比較も大切なのではないかと思いますので、その辺は今後ぜひ検討していただければと思います。

○教育総務課長 委員ご指摘のとおり、学校の改築の影響により予算が膨れてくるということがあろうかと思います。そのため、恒常的な学校関係の教育予算を求めるとするのが難しいところではございます。

私が個人的に調べたところによると、やっぱり一般会計に占める教育費の割合が、私が調べた範囲で23区中2番目に高いというのがわかったところでございます。ただ、ハードの部分までを含めてのことではございますので、そういった比較ができるかどうか、財政部門にも確認してみたいと思います。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 平成30年度重点施策について

○南教育長 報告事項(2)「平成30年度重点施策について」です。この件について、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第2号、平成30年度重点施策(教育推進部)ということでご説明いたします。

1の重点施策の位置づけです。平成30年度、来年度の予算編成において、区として重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として区長部局のほうで選定されるものでございます。今回、教育委員会では17事業が選定されております。区全体で50事業ですので、教育委員会の事業が約3分の1を占めるといった状況になっております。

3番目に具体的な重点施策の一覧表ということで記載しているところでございます。

1が子どもの貧困対策でございます。先ほど坪井委員のご質問にもございましたが、こちらは、子ども家庭部や福祉部、教育推進部、いろんな部署が協力して取り組む事業を総合的に載せているものでございます。教育推進部としては、来年度から、中学生への学習支援の塾の助成事業や就学援助の拡充などを考えているところでございます。

2が英語体験学習事業でございます。こちらは、国際化の中で英語教育に重点的に取り組むということで、東京都がお台場の地域に、英語の体験型の学習施設を来年開設いたします。そちらの施設に文京区としては、小学校5年及び中学校2年が行って、約半日英語づけになって、英語に親しめるような事業を展開するといったものでございます。

次ページをご覧ください。3がプレゼンテーション能力向上プログラムです。こちらは、魅力ある学校づくりの一環として行うものです。今、学習能力とコミュニケーション能力が社会では非常に求められているところでございます。次期学習指導要領における主体的で、対話的で深い学びにも通じるような、子どもたちのプレゼンテーション能力の向上を図る事業を来年モデル的に実施す

ることを計画しているものでございます。

4が就学援助の拡充です。子どもの貧困対策の一環として、小学校入学用品費の小学校入学前の支給や、中学校修学旅行費につきましても、事前に支給する。また、支給費目についても、PTA会費やクラブ活動費なども就学援助の対象にするといったことを計画しております。

5も、英語力向上推進事業です。先ほどの事業は体験型英語授業を外に出て受けるということですが、中においては、学校内において、外国人の英語指導員（ALT）の配置の時間数を拡大していくというものでございます。

6が中学校特別支援教室事業でございます。本年度から、小学校については、特別支援教室事業を開始したところでございます。中学校については、平成31年度に開設予定ということで、来年度はその準備期間に当たります。そういった準備の年に指導員の追加配置等を実施いたします。

7は、児童館・育成室の防犯カメラの設置です。子どもたちが利用する施設への防犯カメラを設置するものでございます。

8は、教育情報ネットワーク環境整備の充実です。来年は中学校全校にタブレット端末の整備を行う予定でございます。

9は、学校施設のトイレ洋式化等の改修です。小・中学校・幼稚園の18校について和式トイレを洋式に改修していくものでございます。

3ページをご覧ください。10、オリンピック・パラリンピック事業の一環として、文京区がホストタウンになってドイツの食文化を、給食を通じて知ってもらおうといった事業を新たに実施いたします。

11から17までは、施設関係の大規模改修や改築でございまして、継続的に実施しているものでございます。

ご報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 ホストタウンというのをもう一回説明していただけますか。何をホストタウンというのか。

○学務課長 ホストタウンはアカデミー推進部で行っている取組です。特定の国を区として応援していこうという取組です。ドイツにつきましては、文京区はカイザースラウテルン市と姉妹都市ということで、30年以上にわたって交流しております。そのカイザースラウテルン市があるドイツのホストタウンということで、文京区として応援していきたいということで、ドイツの大使館等に働

きかけをしまして、お互いの合意のもとにこういったさまざまな取組をしていくというものでございます。制度の概要としてはそういったところでございます。

○坪井委員 詳細をご存じでなかったらいいのですが、それは東京都とか国で各国を割り振ってあるのですか。

○学務課長 東京都自体がホストタウンということもできなくはないのですが、文京区がやっているのは区独自で、文京区だけがやっております。

○坪井委員 文京区だけがやっている。隣はフランスというのではなくて。

○学務課長 他区の状況は把握していないのですが、例えば世田谷区はアメリカだったり、そういったことで各区がそれぞれ、外国といろんなつながりがあったりしますので、そういったつながりを活用するような形で。

○坪井委員 ホストタウンは重ならないようにしているのですか。

○学務課長 ある程度は。ただ、例えば文京区と他区がドイツをとということも可能です。ただ、1つの区が、2つの国を応援するというのはなかなか難しいようですが、その逆で複数の自治体がどこかの国を応援するということは、制度上は可能と伺っています。

○坪井委員 ホストタウンをつくろうみたいな国として制度があるのですか。

○学務課長 もともと国のほうでこういった取組をやっていこうという方針がありまして、それに基づいて実施しております。

○南教育長 ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

(3) 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本設計に係る配置・平面計画について

○南教育長 報告事項(3)「文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本設計に係る配置・平面計画について」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部副参事 それでは、資料第3号に基づきまして、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本設計に係る配置・平面計画について、ご報告させていただきます。

柳町小学校の改築の設計者は、昨年度末にプロポーザルにより16社の応募の中から選定されました区内業者であります白山3丁目の株式会社INA新建築研究所であります。平成30年度末までの期間で実施設計までを完成させる予定になっております。

概要につきましては、1ページの1から4に記載しているとおりでございます。本計画につきま

しては、1つの建物内に小学校、認定こども園、育成室、児童館を整備する計画のため、地上6階建て、延べ面積1万3000平米超えの複合化、高層化された建築物という計画になっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページから5ページまでが配置図、平面図となっております。

柳町小学校は、現在、児童数は500名、各学年2から3クラスの全16クラスとなっております。今後のクラス数の推計は、児童数の増加に伴い、19クラス程度までは増えると想定され、設計におきましては、普通教室に転用可能な少人数教室6教室を含めて、計24クラスまで対応の計画となっております。

また、配置図に示されているとおり、建物の配置に関しましては、敷地の南側に集約しております。これにより、広くて整形な校庭を北側に確保することができ、かつ建物の配置を工夫することにより、他の学校改築の計画とは異なり、仮校舎を建設することなく、いながらにして改築を進めることができる計画となっております。このことにより、コストを工期の短縮、引っ越し回数が少なくなるということから、工事中の教育環境にも配慮したものとなっております。

平面図につきましては、建物の南側の1、2階をこども園の諸室とし、その上の3階は小学校施設のアリーナ（体育館）、6階はプールとなっております。

建物北側の1階から4階は小学校の教室等の施設とし、5階に育成室、児童館を配置し、6階に関しましては、屋上緑化、太陽光パネル、設備機器置き場として計画しております。

今後につきましては、11月の文教委員会で配置・平面計画について報告しまして、出された意見を踏まえて今年度中に基本設計をまとめて、また委員会のほうで基本設計完了の報告を行う予定となっております。その後、来年度末までの間で実施設計をまとめるという予定になっております。

資料第3号につきましてはの報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 従前、一度なくなった柳町小学校の増築計画がありましたが、そのとき問題になっていたやなぎの森はどうなったのでしょうか。

○教育推進部副参事 やなぎの森のほうは、校庭の東の北側に位置すると思いますが、こちらのほうは整備の中で残していく予定ですが、現在検討中のため計画の中にはまだそのところに関しては記載していないというところがございます。引き続き残して整備していくと考えております。

○坪井委員 そのときに、運動場の広さが、これでは狭いという話とか、風の問題とか、いろいろ問題点が出ていまして、プールが地下にあるべきか、屋上にあるべきかという議論もあったと思いますが、そうしたことは全てクリアされているのでしょうか。

○教育推進部副参事 まず校庭の面積につきましては、現在 2700 平米ほどありまして、校庭と書いた部分に関しては、60 メートル×70 メートルの寸法がございます。その中に、委員が先ほどおっしゃいましたように、やなぎの森とか、その外の植栽を整備する。どのように植栽等を整備するか、また運動施設を整備するかというところに関しては、今後検討していくところでございます。

また、建物の配置計画が変わることによって、校庭に関する土の問題等もありますので、そちらのほうも慎重に検討しながら、ほこりの問題等も含めて計画していくということになっております。

プールに関しましても、こちらの計画で6階に設けております。検討委員会の中でも、冬場に関しましては、プールに床を張って運動施設にというお声をいただきましたので、それに伴いまして、夏季以外には運動施設として活用できるというところは、検討委員会の中で区民の方、地域の方、関係者の中で協議されたものに基づき実施していくというところでございます。また、詳細につきましては、今後、基本設計の中もしくは実施設計の中で詰めていきます。校庭に関しても同様でございます。

○清水委員 今、坪井先生のご質問と同じようなことかもしれません。その検討委員会で検討されているということですが、その検討委員会で全ての人が認めるものかどうかということに関してはいかがですか。

○教育推進部長 前回の柳町の計画の後に、関連する地域の町会の方、幼稚園、保育園の方、育成室の方、学校の関係の方に全てお入りいただいて何度か検討の末に、今まで論点になったことを取りまとめて、皆さんで合意をしたものが検討委員会報告書という形になっています。その報告書に基づいて、幾つかの事業者さんから、プロポーザルとして提案いただいております。そのプロポーザルも地域の方と一緒に選定をいたしました。今回ご報告をする基本的な設計のコンセプトになっているものは、清水委員、坪井委員からご指摘されているような一番いい形で体现されているということで、事業者を選定しています。

ただ、今回ご報告をしているのは、小さい図面で、配置がこのくらいですというものになっております。今後もう少し細かな部分について、設計をいたしてまいりますけれども、ご指摘をいただいた部分については、一番いいものをその中で選定をして計画をしているということで、地域の方にも一度ご説明をさせていただきましたが、よくこういった形で自分たちの意見を取り入れてくれたということでのご意見等もいただいております。引き続きそういったご意見もいただきながら、丁寧に進めていきたいと思っております。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移ります。

(4) 区立幼稚園における預かり保育料の負担軽減措置の実施について

○南教育長 報告事項(4)「区立幼稚園における預かり保育料の負担軽減措置の実施について」です。説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料第4号、区立幼稚園における預かり保育料の負担軽減措置の実施について、ご報告いたします。

本件は、子育て家庭の経済的負担を軽減し、さらなる子育て支援を図るため、区立幼稚園の預かり保育(登録利用)の保育料に減免制度を導入するというものでございます。

ご案内のとおり、区立幼稚園におきましては、おおむね9時から午後2時までの教育課程以外に、朝8時から9時、教育課程終了後のおおむね2時から6時まで預かり保育ということで行っております。保護者の就労支援や保育園の待機児対策の解消の方策の1つとして実施しております。この預かり保育につきましては、これまでここに記載のとおり月額8900円という一律の預かり保育料を徴収しておりました。教育課程部分については、所得や世帯構成に応じた減免制度がある一方で、預かり保育にはそれがございませんでした。このたび来年の4月から預かり保育料の減免制度を導入したいということでありまして、

2ページに表がございまして、具体的な減免内容が記載されております。詳細は資料をご覧くださいいただければと思います。所得の状況あるいは世帯構成に応じて、全額免除だったり、7割減額、5割減額等の減免制度が規定されております。これは区立幼稚園の教育課程のほうの減免制度と全く同じ形のもので設定をしていきたいと考えてございます。

1ページにお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございまして。この後、議会に報告を行い、12月中旬には保護者に通知をして、その後、3月までこの減免の申請を受け付けるという流れになっております。

なお、預かり保育減免をするに当たりましては、幼稚園使用条例施行規則の改正が必要となっておりまして、こちらにつきましては、次回の教育委員会のほうで議案としてご提案して、ご決定いただくことを予定しております。

説明は以上です。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○小川委員 現在この預かり保育を希望されている数はどのくらいで、十分預かっていただけるよ

うな状況かどうかというのを教えてください。

○学務課長 区立幼稚園 10 園で、おおむね 200 人強の預かり保育を実施しております。ただ、預かり保育の時間がそれぞれある程度まで決まっていますので、本当はもっと遅くまで預かってほしいのといったマッチングの部分で、必ずしも希望した人の希望どおりに預かれるわけではないのですが、朝の預かり、午後 6 時までと順次延長してまいりまして、就労支援という部分で有効な制度になってきていると考えております。

○小川委員 今預かってもらいたいという需要と供給のバランスがとれているようなのでいいのかもしれませんが、もし定員があふれてしまっている幼稚園があった場合、優先的に預かってもらえる、もらえないというルールはあるのでしょうか。

○学務課長 基本的にその家庭の状況に応じて、まず保育園がございます。幼稚園というのは、指数とかの関係で保育園に入るのがなかなか難しいといった方が幼稚園の預かり保育を利用されるわけです。基本的には定員をもし超えた応募があった場合には抽選という形になります。

○小川委員 現状は抽選になっているのでしょうか。

○学務課長 現状は、定員におさまっております。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

(5) 平成 28 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

○南教育長 報告事項(5)「平成 28 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第 5 号によりまして、平成 28 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について、ご報告いたします。

本件は、平成 28 年度における暴力行為、いじめ、長期欠席、不登校等の実態を把握するための調査でございまして、29 年 10 月 26 日に東京都がプレス発表を行ったことを受けまして、本区の小・中学校の実態について報告するものでございます。

ペーパーに従いましてご報告いたします。

まず、1 ページでございまして、暴力行為の発生件数についてです。小学校は、学校の管理下以外ではゼロ件で、26 年度からゼロ件を継続してございます。学校の管理下は 20 件ございまして、その内訳でございまして、対教師暴力が 7 件、生徒間暴力が 13 件でございまして、ただ、大きなけがにつ

ながる悪質なものはございませんでした。

中学校でございます。学校の管理下以外はゼロ件、学校の管理下は 26 件でございます。経年では減少傾向でございます。26 件の内訳は、対教師暴力が 2 件、生徒間暴力が 18 件、器物破損が 6 件というところですが、小学校と同様、いずれも大きなけがにつながる悪質なものはございませんでした。

続きまして、2 ページをご覧ください。いじめについてでございます。

まず、小学校ですが、平成 28 年度は 91 件ございました。前年度より増加をしております。ただ、多くは解消してきているところでございます。28 年度は、学校のいじめ案件と生活指導主任研修会等、いじめの実態把握のための取り組み、研修の実施を徹底いたしまして、認知件数が増えたと受けとめてございます。認知件数が増えたことにつきましては、学校のいじめに対する意識が高まり、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的な取組によって、1 つ 1 つのケースを丁寧に見ていることが一因として考えられると受けとめてございます。

中学校でございます。28 年度は 27 件ございました。認知件数については前年度より減少した状況でございます。これは各中学校の未然防止の取組の成果と考えられます。具体的には学級担任や学校関係者への相談がしやすい環境にあること、また、生活ノート、担任と生徒の交換ノートのようなものですが、そういったものの活用、それから生徒会活動による主体的な取組など、いじめの未然防止につながっていると捉えてございます。

最後に、いじめの対応として一番多いのは、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるという項目になりまして、これは小・中学校ともに同様となっております。

小・中学校ともに、いじめ問題の対応ということで何点か申し上げます。早期発見、早期対応を大切に、毎月生活指導主任研修会で報告される情報を教育指導課として注視してございます。適時、学校、教育センター等々と連携しているところでございます。また、東京都ではふれあい月間ということで年 2 回、6 月、11 月にいじめに重点的に取り組んでおりまして、また、いじめアンケートについては、年 2 回の東京都のものに加えまして、区独自でも実施し、きめ細やかに見きわめているところでございます。

続きまして、3 ページをご覧ください。長期欠席についてです。平成 28 年度間に連続または断続して 30 日以上あった児童・生徒数の集計となっております。表の上段が人数、下段の括弧が長期欠席者数に占めるそれぞれの割合を示してございます。

長期欠席者数は、28 年度において、小学校で 124 名、中学校で 112 名、いずれも増加してござい

ます。文京区の傾向といたしましては、長期欠席者数に対する不登校児童・生徒数の割合、不登校のところの括弧の数字になりますが、小学校は 39.5%、中学校は 72.3%と、割合としては減ってきている傾向があります。

理由別の長期欠席者ということでご説明いたします。それぞれの定義については、表の上の部分に、病気、経済的理由等とございますので、ご覧ください。病気につきましては、小学校 30 名、中学校 23 名で、いずれも増加してございます。経済的理由につきましては、小・中学校ともにゼロ名でございます。不登校につきましては、小学校が 49 名、中学校が 81 名で、いずれも増加してございます。なお、平成 27 年度からは、不登校のうち 90 日以上欠席している児童・生徒、出席日数が 10 日以下、出席日数がゼロ日の児童・生徒についても、新たに調査をし、表の中に数目が表記されておりますので、ご覧ください。不登校については、また後ほど触れます。

その他についてでございますが、小学校が 45 名、中学校が 8 名で、いずれも増加してございます。その他の具体は、文京区の場合は、保護者の教育に関する考え方により、インターナショナルスクール、フリースクールに通っている者とか、欠席理由が 2 つ以上、例えば病気と不登校など主たる理由が特定できないものなどが多くございます。

最後に、4 ページをご覧ください。長期欠席の中の特に不登校について、このページで触れます。

小学校におきましては、27 年度と比べますと、増えている状況が見られます。括弧内は出現率ですが、全国と比べ高く、東京都と比べてもやや高い結果でございます。28 年度、小学校の不登校は 49 名でございました。そのうち 17 名は前年度からの引き続きでございまして、長期化の傾向が見られます。新たに不登校になったお子さんは、このうち 32 名でございます。これも前年度より増えている傾向でございます。なお、不登校児童 49 名のうち 21 名につきましては、復帰をしております。

中学校でございます。こちらも 27 年度と比べ、増加傾向でございます。括弧内の出現率につきましても、全国と比べ高く、東京都と比べてもやや高い状況でございます。中学校不登校 81 名のうち、56 名につきましては、前年度からの引き続きでございまして、これも小学校と同様に、長期化の傾向が見られます。新たに不登校になった生徒が 25 名ということで、これも若干増えている傾向でございます。なお、28 年度の不登校生徒 81 人の中で、文京区外から転入してきた生徒が 15 名で、これは新規に含まれるわけですが、文京区の傾向の一面と捉えてございます。なお、81 名のうち、15 名は復帰を果たしてございます。

不登校の理由でございますが、小・中ともに、本人に係る要因の中で不安の傾向があるという理

由が最も多くなっています。小・中別ですと、小学校では、特に家庭に係る状況が理由として多く、中学校では、学業不振、入学時の不適應等が多く挙げられてございます。全国的にも不安の傾向があるというのが最も多く、本区と同様の傾向ということでございます。

不登校への対応でございますが、教育センターのふれあい学級への通級、スクールカウンセラーや巡回指導員を活用し、校内でケース会議を開くなど、学校と家庭、そして教育委員会が連携をして丁寧に対応しているところでございます。中学校において長期化傾向の生徒に対して、スクール・ソーシャル・ワーカーや家庭と子どもの支援員の配置によって、学校復帰となった報告も受けてございます。

不登校対策については、教育センターのほうでかなり力を入れているところでございますので、そのあたりについては、センターのほうからもお話ができるかと思えます。

報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 まず、いじめに関して、小学校で少し増えたということです。一昨日の小学校のPTAとの懇談会でも、外国籍の方が増えてきて、PTA参加のあり方の話がありました。外国籍の子どもが増えることによっていじめが増えてくる可能性はないかというところも少し懸念するところではあると思えます。それに関してはいかがでしょうか。

○教育指導課長 一概に外国籍の方がというところでは捉えてはおりません。ただ、さまざまな子どもたちがいる中で、それぞれの違いを認めて、ともに生きていくという部分の指導をさらに充実していくという意味では、外国籍の方も含め、同じように人間関係をつくっていけるようにという視点はますます重要になってくると捉えてございます。

○清水委員 不登校に関しては坪井委員のほうがお詳しいと思いますが、不登校の定義がここにあります。原因について、先ほどお話しいただいたかと思いますが、不安傾向ということで、不安傾向のまた原因があるのではないかと思います。それがいじめであったり、人間関係、学業の問題、その辺のところを掘り下げて原因を追求して、そこに対応していくことが必要になるのかなと思えますが、いかがでしょうか。

○教育指導課長 委員おっしゃるとおりだと思います。個々のさまざまな状況を丁寧に見取る中で、1人1人に合った対応が重要かと思えます。先ほど触れたところの若干補足になりますが、小学校においては家庭に係る状況が多いと先ほど申し上げてしまったのですが、1つの傾向として、親子関係をめぐる問題が、小学校の不安につながる状況としては考えられます。それによって、やや引

きこもってしまうような状況であるとか、不安の傾向の1つの姿としてそういったものが報告されています。中学校のほうでは、委員おっしゃったとおり、やはり学業の不振等、学習面での不安のあたりが多く挙げられていると捉えてございます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

(6) 文京区青少年プラザの施設使用方法及び使用料の検討結果について

○南教育長 報告事項(6)「文京区青少年プラザの施設使用方法及び使用料の検討結果について」です。最終報告です。説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 それでは、文京区青少年プラザの使用方法及び使用料の検討結果について、ご報告を申し上げます。

こちらについては、既に9月の教育委員会定例会にもご報告をさせていただきまして、定例の区議会にもご報告をさせていただいたところでございます。その際にも、青少年プラザの施設使用料につきましても、無料とすべきといった意見もあったものの、より子どもたちの意見を丁寧に聞くべき、検討すべきといった意見も頂戴しております。そういったご意見も踏まえまして、さらなる検討を続けて、その結果としてご報告をするものでございます。

おめくりをいただきまして、6報告の概要をご覧ください。適切なルールを定めることで、施設使用料及び附帯設備使用料を無料としても、これまで同様に、施設を大切にすることや、節度を持って利用することが可能であるといったことを確認させていただきました。なお、施設利用についてルールを設けるということで、無断キャンセルをした場合はペナルティーを課すといったところを報告の概要とさせていただいております。

前回、坪井委員からご指摘等ございましたが、今回自分たちの居場所のあり方を考える土壌が整ったといったことを踏まえ、今後さらに区議会等においてご意見を頂戴した上で対応をしております。

ご報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんようでしたら、以上で用意した案件は全てでございます。

第3 その他の事項

○南教育長 そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、第11回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(15 : 09)

平成 29 年 11 月 9 日

議事録署名人

教育長

委員